

メニュー定義書  
[ゼロからでんきプラン]

2020年2月1日実施

TEPCOライフサービス株式会社

# メニュー定義書 [ゼロからでんきプラン]

## 目 次

1	適用条件 .....	2
2	供給条件の変更 .....	2
3	契約種別 .....	3
4	ゼロからでんきプラン.....	3
5	電源調達費調整基準単価.....	5
6	その他.....	5
7	本定義書の実施期日 .....	6

## 1 適用条件

このメニュー定義書[ゼロからでんきプラン]（以下「本定義書」といいます。）は、電気需給約款の適用を受け、電灯または小型機器を使用され、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。なお、電気需給約款に定めのある事項について、本定義書に定めがある場合は、本定義書が優先して適用されるものいたします。また、本定義書において別途定義されている用語を除き、この本定義書で用いられる用語は、電気需給約款で用いられている用語と同一の意義を有するものいたします。

## 2 供給条件の変更

(1) 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃その他の事由により、この本定義書を変更する必要性が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令等をふまえ、本定義書を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ当該変更を実施する旨および当該変更後の本定義書の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知することとします。この周知が行われ、当該効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、当該変更後の本定義書によります。

(2) 本定義書の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、次のいずれかの方法により行うことについて、需給契約の申込みをもって承諾していただいたものいたします。

イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更

をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

ハ 上記にかかわらず、本定義書の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

### 3 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

ゼロからでんきプラン

### 4 ゼロからでんきプラン

#### (1) 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用され、託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまに適用いたします。ただし、契約電流が10アンペア未満であるものを除きます。

#### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

#### (3) 契約電流

イ 契約電流は10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当該一般

送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

#### (4) 契約容量

各月の契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、契約主開閉器をあらかじめ設定していただき、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

イ 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）÷1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

ロ 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732÷1,000

#### (5) 料金

料金は、電力量料金と電気需給約款 別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）の再生可能エネルギー発電促進賦課金および同別表 2（燃料費等調整）の燃料費等調整額の合計とします。なお、燃料費等調整額は、同別表 2 に定めるところに従い、同別表 3（燃料費調整）、同別表 4（電源調達費調整）および同別表 5（離島ユニバーサル調整）に基づき算定された金額とします。

##### イ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量により、次の単価を適用して算定いたします。

供給区域	1キロワット時あたりの単価	
	契約電流60アンペア以下 または 契約容量6キロボルトアン ペア以下	左記以外
北海道電力株式会社	29円50銭	31円50銭
東北電力株式会社	26円40銭	27円50銭
東京電力パワーグリ ッド株式会社	26円40銭	27円50銭
中部電力株式会社	26円40銭	27円50銭
北陸電力株式会社	21円30銭	22円40銭
関西電力株式会社	22円40銭	23円40銭
中国電力株式会社	24円40銭	25円40銭
四国電力株式会社	24円40銭	25円40銭
九州電力株式会社	23円40銭	24円40銭
沖縄電力株式会社	27円00銭	27円00銭

ロ その他

契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、計量期間等または毎月1日から当該月末日までの期間とし、当社が決定するものといたします。

5 電源調達費調整基準単価

電気需給約款 別表4（電源調達費調整）(3)の基準単価は次のとおりといたします。

1キロワット時につき	10円11銭
------------	--------

6 その他

その他の事項については、電気需給約款に定めるところによるものといたします。

## 7 本定義書の実施期日

本定義書は、2020年2月1日から実施いたします。